

財務委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、財務委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、西日本区の財務問題について協議し、その基盤強化と、より効率的な資金運営をはかることを目的とする。

(位置)

第3条 本委員会は、定款施行細則第11条第1項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第4条 本委員会は、区会計、直前区会計、次期区会計予定者の3名によって構成され、委員長は区会計が務める。
2. 委員が3名に満たない場合は、補充の委員を理事が任命する。

(任期)

第5条 委員長、委員の任期は当該役職任期とする。
2. 補充として選任される委員の任期は、前任者の残任期とする。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、第2条の目的を達成するため、年度内に2回以上の委員会を開催する。

(付則)

第7条 この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日 制定 2004年4月4日 改正 2005年11月28日 改正
2003年7月1日 施行 2004年4月5日 施行 2005年11月28日 施行